別表７－１

融資主体支援タイプにおける配分基準表

項　目	現　状　の　水　準	点　　数
①　付加価値額の拡大	ア　現状ポイント 直近年の付加価値額が以下のいずれかとなっている。ただし、⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。	
	a　300 万円以上	１経営体につき　１点
	b　600 万円以上	１経営体につき　２点
	イ　付加価値額の拡大率目標ポイント 目標年度における付加価値額の目標の直近年からの拡大率が以下のいずれかとなっている。ただし、⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。	
	a　３％以上	１経営体につき　１点
	b　10％以上	１経営体につき　２点
	c　15％以上	１経営体につき　３点
	d　20％以上	１経営体につき　４点
	e　30％以上	１経営体につき　５点
	ウ　付加価値額の増加額目標ポイント ⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者は（イ）、その他の者は（ア）の取組に該当している。 （ア）目標年度における付加価値額の目標の直近年からの増加額が以下のいずれかとなっている。	
	a　100 万円以上	１経営体につき　１点
	b　200 万円以上	１経営体につき　２点
	c　300 万円以上	１経営体につき　３点

	d　400 万円以上	１経営体につき　４点
	e　500 万円以上	１経営体につき　５点
	（イ）目標年度における付加価値額の目標が以下のいずれかとなっている。	
	a　基準額（目標年度における就農後経過年数×50 万円）以上	１経営体につき　１点
	b　基準額の 10％増し以上	１経営体につき　２点
	c　基準額の 20％増し以上	１経営体につき　３点
	d　基準額の 30％増し以上	１経営体につき　４点
	e　基準額の 40％増し以上	１経営体につき　５点
②　経営面積の拡大	以下のいずれかの取組に該当している。	
	a　農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より４ha（施設園芸作の場合は 20％、果樹作の場合は 10％）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	１経営体につき　５点
	b　農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より２ha（施設園芸作の場合は 10％、果樹作の場合は５％）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	１経営体につき　４点
	c　農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている、又は目標年度に現状より４ha（施設園芸作の場合は 20％、果樹作の場合は 10％）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	１経営体につき　３点
	d　農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている、又は目標年度に現状より２ha（施設園芸作の場合は 10％、果樹作の場合は５％）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	１経営体につき　２点

	e　上記ａからｄまでに該当しない経営体で、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている。	１経営体につき　１点
③　労働時間の短縮	栽培技術等の改善、作業の効率化等により農作業の一部又は全部の労働時間について、ａからｃまでのいずれかの取組に該当している。	
	a　目標年度までに 10%以上削減することとしている。	１経営体につき　１点
	b　目標年度までに 20%以上削減することとしている。	１経営体につき　２点
	c　目標年度までに 50%以上削減することとしている。	１経営体につき　３点
④　経営管理の高度化		
	ア　現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。	１経営体につき　２点
	イ　ＧＬＯＢＡＬＧ．Ａ．Ｐ．又はＡＳＩＡＧＡＰの認証を取得している。	１経営体につき　１点
	ウ　農業版事業継続計画（ＢＣＰ）を策定（チェックリスト「事業継続編」により策定した簡易版を含む。）している。	１経営体につき　１点
	エ　青色申告を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	１経営体につき　１点
	オ　以下のいずれかの取組に該当している。 （ア）事業実施前３年度内に化石燃料を使用しない園芸施設への移行による温室効果ガスの削減若しくは化学農薬、化学肥料使用量の削減を行っている又は目標年度までに行うこととしている。 （イ）有機ＪＡＳの認証を受けている又は目標年度までに認証を受けている面積を拡大する。（新規で認証を受ける場合も含む。）	１経営体につき　１点

⑤　新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後５年度以内の者である。 ただし、認定就農者である場合に限る。	１経営体につき　２点 なお、以下に該当する場合は、それぞれ加点する。 a　50 歳までに就農した者である場合（法人にあっては、役員の過半が 50 歳以下である場合に限る。）は、２点 b　事業実施年度以降に新規就農者育成総合対策の交付を受けない場合は、１点
⑥　農業者の育成	農業研修生（国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。）を受け入れている。	１経営体につき　１点 なお、受け入れた農業研修生が、過去５年以内に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった場合は、１点加点する。
⑦　女性の取組	以下のいずれかに該当している。 ア　女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者） イ　代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織 ウ　法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの	１経営体につき　３点
⑧　輸出事業計画との連携	助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が策定した輸出事業計画の認定がされており、導入等する機械等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。	１経営体につき　１点

注：１　配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として経営体の取組全体を対象として算定するものとする。

２　「④経営管理の高度化」のうち「目標年度までに法人化することとしている」に該当するとして加点する場合は、法人化に向けた取組計画を必ず確認するものとする。

３　輸出事業計画とは、輸出事業計画の認定規程（令和２年４月１日付け農林水産大臣決定）により農林水産大臣が認定した計画をいう。

別表７－２

融資主体支援タイプ（農業支援サービス事業体）における配分基準表

項　目	現　状　の　水　準	点　　数
① 農作業受託面積の拡大	ア　目標年度までに拡大する農作業受託面積が、以下のいずれかとなっている。	
	a　２ヘクタール以上	１経営体につき　１点
	b　４ヘクタール以上	１経営体につき　２点
	c　６ヘクタール以上	１経営体につき　３点
	d　８ヘクタール以上	１経営体につき　４点
	e　10 ヘクタール以上	１経営体につき　５点
	f　12 ヘクタール以上	１経営体につき　６点
	g　14 ヘクタール以上	１経営体につき　７点
	h　16 ヘクタール以上	１経営体につき　８点
	i　18 ヘクタール以上	１経営体につき　９点
	j　20 ヘクタール以上	１経営体につき　10 点
	イ　目標年度までの農作業受託面積の拡大率が、以下のいずれかとなっている。	新規参入する農業支援サービス事業体の場合は、以下の区分によらず 10 点を加点する。
	a　５％以上	１経営体につき　１点
	b　10％以上	１経営体につき　２点
	c　15％以上	１経営体につき　３点
	d　20％以上	１経営体につき　４点
	e　25％以上	１経営体につき　５点

	f　30%以上	１経営体につき　６点
	g　35%以上	１経営体につき　７点
	h　40%以上	１経営体につき　８点
	i　45%以上	１経営体につき　９点
	j　50%以上	１経営体につき　10 点
②　受託可能な農作業の種類	以下のいずれかの取組に該当している。	
	a　２種類の農作業を受託している又は目標年度までに受託することとしている。	１経営体につき　５点
	b　３種類の農作業を受託している又は目標年度までに受託することとしている。	１経営体につき　10 点
	c　４種類以上の農作業を受託している又は目標年度までに受託することとしている。	１経営体につき　15 点
③　集約化等への誘導	農業者が委託する農地について、集約化や面積の拡大、委託する農作業の種類の拡大を促す料金設定等の工夫がある。	１経営体につき　５点

注：１　配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として農業支援サービス事業体の取組全体を対象として算定するものとする。

２　「②受託可能な農作業の種類」の対象となる農作業は、１．耕起・代かき（整地）、２．田植又は播種（定植）、３．病害虫防除、４．施肥（他作業と併せて行う場合を除く。）、５．除草、６．収穫等とする。

別表７－３

融資主体支援タイプ（集約型農業経営優先枠）における配分基準表

項　目	現　状　の　水　準	点　　数
①　１ha 当たり付加価値額の拡大	目標年度における１ha 当たり付加価値額が、以下のいずれかとなっている。	
	a　50 万円以上 100 万円未満	１経営体につき　１点
	b　100 万円以上 150 万円未満	１経営体につき　２点
	c　150 万円以上 200 万円未満	１経営体につき　３点
	d　200 万円以上 250 万円未満	１経営体につき　４点
	e　250 万円以上 300 万円未満	１経営体につき　５点
	f　300 万円以上 350 万円未満	１経営体につき　６点
	g　350 万円以上 400 万円未満	１経営体につき　７点
	h　400 万円以上 450 万円未満	１経営体につき　８点
	i　450 万円以上 500 万円未満	１経営体につき　９点
	j　500 万円以上	１経営体につき　10 点
②　労働時間の短縮	栽培技術等の改善、作業の効率化等による農作業の一部又は全部の労働時間について、ａからｃまでのいずれかの取組に該当している。	
	a　目標年度までに 10％以上削減することとしている。	１経営体につき　１点
	b　目標年度までに 20％以上削減することとしている。	１経営体につき　２点
	c　目標年度までに 50％以上削減することとしている。	１経営体につき　３点

③　経営管理の高度化	ア　現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。	１経営体につき　２点
	イ　ＧＬＯＢＡＬＧ．Ａ．Ｐ．又はＡＳＩＡＧＡＰの認証を取得している。	１経営体につき　１点
	ウ　農業版事業継続計画（ＢＣＰ）を策定（チェックリスト「事業継続編」により策定した簡易版を含む。）している。	１経営体につき　１点
	エ　青色申告を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	１経営体につき　１点
	オ　以下のいずれかの取組に該当している。 （ア）事業実施前３年度内に化石燃料を使用しない園芸施設への移行による温室効果ガスの削減若しくは化学農薬、化学肥料使用量の削減を行っている又は目標年度までに行うこととしている。 （イ）有機ＪＡＳの認証を受けている又は目標年度までに認証を受けている面積を拡大する。（新規で認証を受ける場合も含む。）	１経営体につき　１点
④　新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後５年度以内の者である。 ただし、認定就農者である場合に限る。	１経営体につき　２点 なお、以下に該当する場合は、それぞれ加点する。 a　50 歳までに就農した者である場合（法人にあっては、役員の過半が 50 歳以下である場合に限る。）は、２点 b　事業実施年度以降に新規就農者育成総合対策の交付を受けない場合は、１点

⑤　農業者の育成	農業研修生（国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。）を受け入れている。	１経営体につき　１点 なお、受け入れた農業研修生が、過去５年以内に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった場合は、１点加点する。
⑥　女性の取組	以下のいずれかに該当している。 ア　女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者） イ　代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織 ウ　法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの	１経営体につき　３点
⑦　輸出事業計画との連携	助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が策定した輸出事業計画の認定がされており、導入等する機械等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。	１経営体につき　１点
⑧　水田農業高収益化推進計画との連携	本事業による整備内容等を記載した水田農業高収益化推進計画が地方農政局長等により承認されており、導入等する機械等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。	１経営体につき　１点

注：１　配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として経営体の取組全体を対象として算定するものとする。

２　「③経営管理の高度化」のうち「目標年度までに法人化することとしている」に該当するとして加点する場合は、法人化に向けた取組計画を必ず確認するものとする。

３　輸出事業計画とは、輸出事業計画の認定規程（令和２年４月１日付け農林水産大臣決定）により農林水産大臣が認定した計画をいう。

４　水田農業高収益化推進計画とは、水田農業高収益化推進計画の策定について（令和２年４月１日付け元生産第 2167 号、元農振第 3757 号、元政統第 2085 号農林水産省生産局長、農村振興局長、政策統括官通知）に基づく計画をいう。

別表７－４

融資主体支援タイプのうち先進的農業経営確立支援タイプにおける配分基準表

項　目	現　状　の　水　準	点　　数
①　付加価値額の拡大	ア　現状ポイント 直近年の付加価値額が以下のいずれかとなっている。ただし、⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。	
	a　300 万円以上	１経営体につき　１点
	b　600 万円以上	１経営体につき　２点
	イ　付加価値額の拡大率目標ポイント 目標年度における付加価値額の目標の直近年からの拡大率が以下のいずれかとなっている。ただし、⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。	
	a　９％以上	１経営体につき　１点
	b　15％以上	１経営体につき　２点
	c　20％以上	１経営体につき　３点
	d　25％以上	１経営体につき　４点
	e　30％以上	１経営体につき　５点
	f　40％以上	１経営体につき　６点
	g　50％以上	１経営体につき　７点
	ウ　付加価値額の増加額目標ポイント ⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者は（イ）、その他の者は（ア）の取組に該当している。 （ア）目標年度における付加価値額の目標の直近年からの増加額が以下のいずれかとなっている。	
	a　100 万円以上	１経営体につき　１点

	b　200 万円以上	１経営体につき　２点
	c　300 万円以上	１経営体につき　３点
	d　400 万円以上	１経営体につき　４点
	e　500 万円以上	１経営体につき　５点
	f　700 万円以上	１経営体につき　６点
	g　1,000 万円以上	１経営体につき　７点
	（イ）目標年度における付加価値額の目標が以下のいずれかとなっている。	
	a　基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）以上	１経営体につき　２点
	b　基準額の 10％増し以上	１経営体につき　３点
	c　基準額の 20％増し以上	１経営体につき　４点
	d　基準額の 30％増し以上	１経営体につき　５点
	e　基準額の 40％増し以上	１経営体につき　６点
②　経営面積の拡大	以下のいずれかの取組に該当している。	
	a　農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より８ha（施設園芸作の場合は 40％、果樹作の場合は 20％）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	１経営体につき　６点
	b　農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より４ha（施設園芸作の場合は 20％、果樹作の場合は 10％）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	１経営体につき　５点
	c　農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より２ha（施設園芸作の場合は 10％、果樹作の場合は５％）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	１経営体につき　４点

	d　農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている、又は目標年度に現状より４ha（施設園芸作の場合は 20%、果樹作の場合は 10%）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	１経営体につき　３点
	e　農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている、又は目標年度に現状より２ha（施設園芸作の場合は 10%、果樹作の場合は５%）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	１経営体につき　２点
	f　上記ａからｅまでに該当しない経営体で、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている。	１経営体につき　１点
③　労働時間の短縮	栽培技術等の改善、作業の効率化等による農作業の一部又は全部の労働時間について、ａからｃまでのいずれかの取組に該当している。	
	a　目標年度までに 10%以上削減することとしている。	１経営体につき　１点
	b　目標年度までに 20%以上削減することとしている。	１経営体につき　２点
	c　目標年度までに 50%以上削減することとしている。	１経営体につき　３点
④　経営管理の高度化		
	ア　現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。	１経営体につき ２点
	イ ＧＬＯＢＡＬＧ．Ａ．Ｐ．又はＡＳＩＡＧＡＰの認証を取得している。	１経営体につき １点
	ウ　農業版事業継続計画（ＢＣＰ）を策定（チェックリスト「事業継続編」により策定した簡易版を含む。）している。	１経営体につき　１点
	エ　青色申告を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	１経営体につき　１点

	オ　以下のいずれかの取組に該当している。 （ア）事業実施前３年度内に化石燃料を使用しない園芸施設への移行による温室効果ガスの削減若しくは化学農薬、化学肥料使用量の削減を行っている又は目標年度までに行うこととしている。 （イ）有機ＪＡＳの認証を受けている又は目標年度までに認証を受けている面積を拡大する。（新規で認証を受ける場合も含む。）	１経営体につき　１点
⑤　新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後５年度以内の者である。 ただし、認定就農者である場合に限る。	１経営体につき　２点 なお、以下に該当する場合は、それぞれ加点する。 ａ　50 歳までに就農した者である場合（法人にあっては、役員の過半が 50 歳以下である場合に限る。）は、２点 ｂ　事業実施年度以降に新規就農者育成総合対策の交付を受けない場合は、１点
⑥　農業者の育成	農業研修生（国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。）を受け入れている。	１経営体につき　１点 なお、受け入れた農業研修生が、過去５年以内に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった場合は、1点加点する。
⑦　女性の取組	以下のいずれかに該当している。 ア　女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者） イ　代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織 ウ　法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの	１経営体につき　３点

⑧　輸出事業計画との連携	助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が策定した輸出事業計画の認定がされており、導入等する機械等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。	１経営体につき　１点
⑨　他産業との連携		
	ア　経営体自ら生産・加工・販売の一体化を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	１経営体につき　２点
	イ　異分野の事業者と連携し、生産現場の ICT・IoT 活用、物流の効率化、外食産業や小売業等との契約栽培等の経営の高度化を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	１経営体につき　２点
⑩　多様な人材の育成・確保	以下のいずれかの取組である。 ア　農業の担い手・労働力不足解消のため、多様な人材（障がい者、高齢者等）が就労している又は就労の環境整備を行っている イ　地域産業の理解促進に向け施設給食（子ども食堂、学校・病院・福祉施設等）への食材提供を行っている	１経営体につき　２点

注：１　配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として経営体の取組全体を対象として算定するものとする。

２　「④経営管理の高度化」のうち「目標年度までに法人化することとしている」に該当するとして加点する場合及び「⑨他産業との連携」のうち「目標年度までに行うこととしている」に該当するとして加点する場合は、それぞれの取組に対する計画を必ず確認するものとする。

３　輸出事業計画とは、輸出事業計画の認定規程（令和２年４月１日付け農林水産大臣決定）により農林水産大臣が認定した計画をいう。